「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（又はそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の１００分の１１０（＝税込み金額）の５％以上です。

この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印していただきます。

「保証金等納付書」は、人権・同和対策局調整課で受領してください。

また、入札保証金を持参される場合は、必ず事前に御連絡をお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の１００分の１１０（＝税込み金額）の５％以上です。

保証期間・・・開札日から２週間程度の期間でお願いします。

③ 履行確認書を提出する。

これは、「過去２年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。証明書は、過去２年間のもの２件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の１００分の１１０（＝税込み金額）の、２０％を超える同種の契約をいいます。

（例：250 万円が入札金額の場合、契約希望金額が 275 万円となり、その２０％となる 55 万円を超える契約(=550,001 円以上)の実績が２件必要となります。）

様式は、入札説明書の中にあります。契約書の写しは証明書の代わりになりませんのでご注意ください。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込み）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①保証金納付	５％	１０％
②保証保険	５％	１０％
③履行証明	２０％	２０％

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。